

万代庁舎議会システム改修工事等の着手延期について

1 経緯

令和 6 年度実施の工事の過程において、天井内の鉄骨梁の耐火被覆材にアスベスト（クリソタイル）が含有されていることが判明した。

そのため、万代庁舎（行政棟、議会棟）において、定性分析及び定量分析を実施したところ、基準値以上のアスベスト（クリソタイル）が含有されていることが分かった。

また、万代庁舎執務室内の空気環境測定を行ったところ、空気中のアスベスト濃度については、健康被害の目安を大きく下回っていた。

なお、「大気汚染防止法」において、アスベストを含む耐火被覆材に触れる工事については石綿飛散防止対策が義務づけられており、触れない場合においても、細心の注意を払う必要があることから、作業方法等について検討を行った上で令和 8 年度以降、工事に着手する。

2 分析結果

耐火被覆材に規制対象となるアスベストが含有していたが、執務室内については、通常空気中に含まれる数値（0.1～0.3 f/L）及び健康被害の目安を大きく下回っていた。

（参考）

（1）定性分析（含有の有無）：8箇所とも 0.1%-5%

※推定質量分率：観察結果に基づき「0.1%-5%」「5-50%」「50-100%」の 3 段階

（2）定量分析（含有量）：8箇所とも「0.1%超」

※規制対象の含有の基準「0.1%超」

（3）空気環境測定：行政棟 0.057f/L

議会棟 0.056f/L 未満（定量下限 0.056f/L）

※明確な基準はないが、健康被害の目安は 10f/L

3 今後のスケジュール

令和 7 年度 工法検討

令和 8 年度以降 着工